

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2025 年 1 月 20 日

株式会社 ANAP

2025年1月20日

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号

株式会社ANAP

代表取締役社長 若月 舞子

株式会社ANAP(以下「当社」といいます。2025年4月1日付にて株式会社ANAPホールディングスに商号変更予定。)は、2025年1月20日付新設分割計画書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社の服飾雑貨の企画・販売事業に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立する株式会社ANAP(以下「新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づき、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

2025年1月20日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本件分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条記載のとおりとすることいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当すべき事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項

- (1) 当社の債務の履行の見込みについて

本件分割後の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。以上を踏まえ、本件新設分割によって、当社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

- (2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割後の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。なお、当社は新設会社への債務の承継に関し、免責的に債務を負担する方法によるものとしています。以上を踏まえ、本件新設分割によって、新設会社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

以上

新設分割計画書（写し）

株式会社ANAP（「株式会社ANAPホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業（以下「本分割事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ANAP（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

- 1 新設会社の本店所在地は、東京都港区南青山四丁目20番19号とする。
- 2 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、「株式会社ANAP 定款」（別紙1）に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の名および設立時代代表取締役）

- 1 新設会社の設立時役員の名は以下に定めるとおりとする。
 - （1）設立時取締役 若月舞子、池直将、立川光昭、林光
 - （2）設立時監査役 大重喜仁
- 2 新設会社の設立時代代表取締役は以下に定めるとおりとする。
 - （1）設立時代代表取締役 若月舞子

第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

- 1 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。
- 2 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務に含まれる契約上の地位または同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日においてその義務を遵守できる見込がない場合、その他当社および新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位および当該契約に基づく権利義務を第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務から除外することができる。
- 4 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きに要する費用、その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

- 1 新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。
- 2 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- （1）設立時資本金 10,000,000円
- （2）上記以外の資本準備金その他の額
会社計算規則に従い、当社が定める。

第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2025年4月1日（以下「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、分割事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第9条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、当社臨時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以 上

2025年1月20日

新設分割会社

東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号
株式会社ANAP
代表取締役 若月 舞子 ㊟